

特定口座内で譲渡（解約、償還）のお取引により発生した譲渡損益額についてお知らせします。

- 特定口座（源泉徴収あり）をお選びいただいているお客さまのみ郵送されます。
- 解約の場合、ご精算日の前営業日に郵送されます。償還の場合、ご精算日の翌営業日に郵送されます。
- 譲渡損益額の外に、源泉徴収もしくは還付額についても記載されます。
- 確定申告の際には、「特定口座年間取引報告書」を添付してください。

【例：譲渡益が発生した場合】

特定口座 譲渡損益額のお知らせ

特定口座の取引に係る譲渡損益額および源泉徴収・還付のお知らせです。
取引の都度、年初からの譲渡益税徴収の計算を行い、徴収過多の場合は還付金としてご返金いたします。
還付金はその都度お客さまの口座へご入金いたします。

株式会社 池田泉州銀行
(取引店) ○○支店
TEL 123-456-7890

対象口座	取扱店	口座番号	納付方法
債券口座	000	000000000	特定口座
投信口座	000	000000000	000000000

特定口座：源泉徴収あり

基準日	ご精算日
20XX.0.0	20XX.0.0

今回のお取引の状況	譲渡損益額	① 源泉徴収額	② (内訳) 所得税	③ (内訳) 住民税	(ア)
	A 123,957	B 25,181	C 18,984	D 6,197	
前回までの取引の状況	年間損益額	年間源泉徴収額	(内訳) 所得税	(内訳) 住民税	(イ)
	8,316,533	1,689,504	1,273,677	415,827	
今回のお取引を含む状況	年間損益額	年間源泉徴収額	(内訳) 所得税	(内訳) 住民税	(ウ)
	8,440,490	1,714,685	1,292,661	422,024	

(単位：円)

平成22年以降、源泉徴収・配当等受入の口座については、配当等と譲渡の損益通算を行います。本お知らせにこの内容は含まれておりません。
平成25年以降、所得税には復興特別所得税(所得税×2.1%)が付加されています。

お客さま番号 000000000

特定口座 譲渡損益額のお知らせの見方

A 今回の取引で発生した損益額

精算金額^(※1) - 取得価額^(※2)
(※1) 譲渡(解約、償還)取引の受渡金額
(※2) 取得単価×約定口数÷計算口数

B 源泉徴収額

B 25,181円 = **C** + **D**
= 18,984円 + 6,197円
※譲渡益税納付額として精算金額を入金した指定預金口座より徴収。

C 所得税

C 18,984円 = **A** × 15.315%
= 123,957円 × 15.315%

D 住民税

D 6,197円 = **A** × 5%
= 123,957円 × 5%

(イ) 欄は、年初から今回の取引を除いた前回までの取引の損益額、源泉徴収額、所得税額、住民税額、それぞれの合計額。年間損益額が「0」または「マイナス」の場合は、税額はすべて「0」。

(ウ) 欄は、上記の前回までの取引の各合計額(イ)に今回の取引で発生した分(ア)を加えたもので、年初から今回の取引までの通算。年間損益額が「0」または「マイナス」の場合は、税額はすべて「0」。

※一般口座、または、NISA口座でのお取引については本状は作成されません。

※税務の取扱いについては、平成30年1月1日現在の税制によるもので、将来変更される場合がございます。

※特定口座のしくみについては、別パンフレット「投資信託・債券「特定口座」のしくみと税制のポイント」をご用意しておりますので、店頭にてお申し付けください。

【例：譲渡損が発生した場合】

特定口座 譲渡損益額のお知らせ

特定口座の取引に係る譲渡損益額および源泉徴収・還付のお知らせです。
取引の都度、年初からの譲渡益税徴収の計算を行い、徴収過多の場合は
還付金としてご返金いたします。
還付金はその都度お客さまの口座へご入金いたします。

株式会社 池田泉州銀行

(取引店) ○○支店
TEL 123-456-7890

対象口座	取扱店	口座番号	納付方法
債券口座	000	000000000	特定口座
投信口座	000	000000000	000000000

基準日	ご精算日
20XX.0.0	20XX.0.0

特定口座：源泉徴収あり

今回のお取引の状況	譲渡損益額	① 還付額	② (内訳) 所得税	③ (内訳) 住民税	
	A -123,178	B 440	C 332	D 108	(ア)
①=②+③					
前回までのお取引の状況	年間損益額	年間源泉徴収額	(内訳) 所得税	(内訳) 住民税	
	2,173	F 440	332	108	(イ)
今回のお取引を含む状況	年間損益額	年間源泉徴収額	(内訳) 所得税	(内訳) 住民税	
	E -121,005	0	0	0	(ウ)

(単位：円)

平成22年以降、源泉徴収・配当等受入の口座については、配当等と譲渡の損益通算を行います。本お知らせにこの内容は含まれておりません。
平成25年以降、所得税には復興特別所得税(所得税×2.1%)が付加されています。

お客さま番号 000000000

特定口座 譲渡損益額のお知らせの見方

A 今回の取引で発生した損益額

精算金額 - 取得価額

(※1) 譲渡(解約、償還)取引の受渡金額

(※2) 取得単価×約定口数÷計算口数

※マイナス値は譲渡損を意味します。

B 還付額

B 440円 = **C** + **D**

= 332円 + 108円

E がプラスの場合

(イ)の税額 - (ウ)の税額の差額を還付

E がゼロまたはマイナスの場合

Fの金額を還付

※今回のケースの場合、Eがマイナスとなるため、F 440円が還付され、お客さまの指定預金口座に入金されます。

(イ) 欄は、年初から今回の取引を除いた前回までの取引の損益額、源泉徴収額、所得税額、住民税額の合計額。年間損益額が「0」または「マイナス」の場合は、税額はすべて「0」。

(ウ) 欄は、上記の前回までの取引の各合計額(イ)に今回の取引で発生した分(ア)を加えたもので、年初から今回の取引までの通算。年間損益額が「0」または「マイナス」の場合は、税額はすべて「0」。

※一般口座、または、NISA口座でのお取引については本状は作成されません。

※税務の取扱いについては、平成30年1月1日現在の税制によるもので、将来変更される場合がございます。

※特定口座のしくみについては、別パンフレット「投資信託・債券「特定口座」のしくみと税制のポイント」をご用意しておりますので、店頭にてお申し付けください。